

協定内容の骨子

1. 一般開放・旅行商品化に関する役割分担

(1) 富山県

○ 旅行商品の企画および運営に関する事項について責任を有する。

(2) 関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

○ 安全確保を大前提に、電気事業に支障のない範囲で、黒部ルート
の通行に関する事項について責任を有する。

2. 安全対策

○ 関西電力は、黒部ルートの施設、設備等に関する調査を行ったうえで
安全対策工事を実施する。

○ 安全対策工事は、概ね5年を目途として実施する。

3. 一般開放・旅行商品化の開始時期

○ 安全対策工事完了後に開始する。

4. 実施規模

○ 年間最大10,000人とする。（原則として6月～10月まで
における8,000人、天候等の条件が整った年については、最大
10,000人の範囲内で設定）

5. 公募見学会

○ 一般開放・旅行商品化の開始と同時に黒部ルート見学会は廃止する。

○ 一般開放・旅行商品化の開始までの間、黒部ルート見学会の実施日程
の中に、土日祝日を設定する。2019年度については、7月から9
月までの土日祝日のうち4日間において実施するものとし、2020
年度以降については、富山県と関西電力と協議のうえで、関西電力が
決定するものとする。

以 上